

入札公告

物 品 調 達

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。
この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市立学校給食センター給食用物資調達条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和７年９月４日

東広島市長 高垣 廣徳

１ 入札に付する事項

（１）物品の名称	令和７年度（第４四半期）東広島市立学校給食センター給食用物資
（２）物品内容	東広島市立学校給食センターで使用する給食物資の購入。
（３）納入期間	基準仕様書に記載のとおり
（４）納入場所	基準仕様書に記載のとおり
（５）予定価格	非公表
（６）最低制限価格	なし
（７）入札方式	一般競争入札
（８）入札区分	紙入札
（９）使用する契約約款	物品売買契約約款（単価）
（１０）契約種別	単価契約
（１１）収入印紙	不要

２ 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和７年度～令和８年度までの東広島市学校給食センター給食用物資納入業者資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者 ただし、入札を行わない物資については不要	５カット野菜（生鮮）、１２鶏卵
イ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	問わないものとする。
ウ	その他	令和６年４月１日改正「東広島市立学校給食センター給食用物資調達条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。

３ その他の入札条件

給食用物資発注仕様書の備考（指定条件）欄に記載のあるもの（配送条件を除く）は、商品規格書を事前に提出し、認定の回答を得たもの以外、入札することができない。

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	令和 7 年 9 月 4 日	東広島市ホームページに掲載及び市役所前の掲示板に掲示する。
イ 仕様書閲覧期間		仕様書等は入札参加資格認定区分の認定を受けている者に郵送する。
ウ 質問書提出期間	令和 7 年 9 月 4 日～ 令和 7 年 9 月 11 日 (午前 8 時 00 分～午後 4 時 00 分)	質問書は、本市所定の様式第 2 号により「7 問い合わせ先」へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を事前に電話連絡すること。 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	令和 7 年 9 月 16 日～ 令和 7 年 10 月 7 日	東広島市ホームページに掲載及び「7 問い合わせ先」で閲覧に供する。
オ 商品規格書事前提出期間（仕様書備考欄に指定条件の記載のあるものに限る）	令和 7 年 9 月 4 日～ 令和 7 年 9 月 24 日	本市所定の様式第 1 号を添えて「7 問い合わせ先」へ持参、郵送またはファックスすること。 なお、仕様書備考欄に指定条件の記載のある物資において、商品規格書の確認回答を受けていない物資での入札は認めない。
カ 商品規格書確認回答日	令和 7 年 10 月 3 日	ファックスにより、提出者に回答する。
キ 入札期間	令和 7 年 10 月 6 日～ 令和 7 年 10 月 7 日 (午前 8 時 00 分～午後 4 時 00 分)	入札場所 東広島学校給食センター 東広島市田口研究団地 8 番 5 号 入札書は入札期間内に「7 問い合わせ先」に持参して入札箱に投入すること。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市立学校給食センター給食用物資調達条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和 7 年 10 月 8 日 午前 8 時 30 分	開札場所 東広島学校給食センター 大会議室 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1 回目）を実施するものとする。再度の入札（1 回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1 回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1 回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2 回目）を行う。 再度の入札は、2 回目まで行う。

5 商品規格書の提出

入札に参加する者は、「給食用物資選定審査会・入札等に係る商品規格書記載事項一覧」に記載の内容を網羅した商品規格書（事前提出したものを除く）を入札時に提出すること。

- (1) 提出部数は、1 部とし、提出した商品規格書は、返却しない。
- (2) 提出先 「7 問い合わせ先」のとおり。
- (3) その他

入札参加者は、商品規格書を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
商品規格書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
商品規格書に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料の提出を求めない。

7 問い合わせ先

東広島学校給食センター 業務係
東広島市田口研究団地 8 番 5 号
電話番号 082-425-3388
ファックス番号 082-425-5120